

# 平成19年度実績評価書要旨

担当部局名：  
 職業安定局首席職業指導官室  
 (個別目標1, 2, 3)  
 職業安定局需給調整事業課  
 (個別目標4, 5)

評価実施時期：平成19年8月

		政策体系上の位置付け
施策名	公共職業安定機関等における需給調整機能を強化すること  (IV-1-1)	基本目標IV 経済・社会の変化に伴い多様な働き方が求められる労働市場において労働者の職業の安定を図ること 施策目標1 労働力需給のミスマッチの解消を図るために需給調整機能を強化すること
施策の概要	<p>(1) 求職者のニーズに応じた求人確保、早期再就職に向けた個別支援の推進、求人者サービスの充実による就職促進</p> <p>○目的等                      公共職業安定所において、個々の求人・求職者のニーズにあつたきめ細かな職業相談・職業紹介を実施し、労働市場における需給調整機能の強化を図る。</p> <p>(2) 労働者派遣事業、職業紹介事業等の適正な運営の確保</p> <p>○目的等                      職業安定機関以外の者の行う職業紹介事業等が労働力の需要供給の適正かつ円滑な調整に果たすべき役割にかんがみその適正な運営を確保すること等により、各人にその有する能力に適合する職業に就く機会を与え、及び産業に必要な労働力を充足し、職業の安定を図る。                      また、労働力の需給の適正な調整を図るため、労働者派遣事業の適性な運営の確保に関する措置を講ずるとともに、派遣労働者の就業に関する条件の整備を図り、もって派遣労働者の雇用の安定等に資する。</p> <p>(3) 官民の連携による労働力需給調整機能の強化</p> <p>目的等                      求職者が、インターネットを利用して官民の参加機関（民間職業紹介事業者、民間求人情報提供事業者、公共職業安定所等）の有する豊富な求人情報等を一覽し、希望に合致する求人情報等を検索することを可能とするシステムである「しごと情報ネット」を運営することにより、求人情報等へのアクセスの円滑化を図る。</p>	

## 【評価結果の概要】

### (施策目標の評価)

公共職業安定機関において、きめ細かな職業相談・職業紹介を実施した結果、各指標について着実な実績の向上が見られ、平成18年度における公共職業安定所の求職者の就職率が32.4%となり目標を達成した。また、雇用保険受給資格者の早期再就職割合については、目標は達成できなかったものの、着実に実績は向上している。

これらを踏まえると、公共職業安定機関の需給調整機能が有効に機能しているものと評価できる。

労働者派遣事業、職業紹介事業等を行う者等の指導監督については、自主点検表の送付、集団指導、文書の送付等による指導等を実施するとともに、定期的に又は申告等に応じて、その事業所を訪問し、指導監督を実施したところである。これらの指導監督による法違反等の是正の結果、平成18年度において、労働者派遣法第34条違反率が5.0ポイント、第35条違反率が3.3ポイント減少し、労働者派遣事業の適正な運営の確保が有効に図られたものと考えられる。職業紹介事業についても、目標は達成できなかったものの、違反率は着実に減少しており、事業の適正な運営の確保が図られている。また、指導監督を計画的かつ効果的に実施するため、重点対象を選定するとともに自主点検表の送付、集団指導、文書の送付による指導、事業所訪問による指導監督等多様な手法を活用し取り組んだところである。

しごと情報ネットは、インターネットの利用により、一か所のシステム整備コスト及び運用コストをもって、全国の多数の求職者が官民の参加機関の有する豊富な求人情報等を一覧し、希望に合致する求人情報等を検索することを可能とするものであるが、しごと情報ネットを通じて利用者が求人情報に応募するなど具体的行動を起こした割合(予定も含む)については、「平成18年度しごと情報ネット求職者アンケート調査」によると35.7%であり、利用者の求職活動のツールとしても一定の効果を上げていることから、官民の連携による求人情報等へのアクセスの円滑化が有効に図られている。

以上のとおり、7指標のうち4指標で平成18年度の目標を達成し、残る3指標についても実績が伸びているため、施策目標の達成に向けて着実に進展していると言える。

### (評価結果の分類)

施策目標の達成に向けて進展しており、現在の取組を続ける。

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

施策に関する  
評価結果の概  
要と達成すべ  
き目標等

施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期)		H14	H15	H16	H17	H18
1	公共職業安定所の求職者の就職率 (%) (32%以上/平成18年度)	26.7	28.8	30.7	31.6	32.4
2	雇用保険受給資格者の早期再就職 割合 (%) (16%以上/平成18年度)	—	—	13.6	14.0	15.1
3	職業安定法第5条の3 (労働条件 等の明示) の違反率 (%) (前年度より1ポイント以上減少 /平成18年度)	—	—	—	9.3	8.9
4	職業安定法第32条の15 (帳簿の備 付け) の違反率 (%) (前年度より1ポイント以上減少 /平成18年度)	—	—	—	10.7	10.3
5	労働者派遣法第34条 (就業条件等 の明示) の違反率 (%) (前年度より1ポイント以上減少 /平成18年度)	—	—	27.5	30.0	25.0
6	労働者派遣法第35条 (派遣先へ の通知) の違反率 (%) (前年度より1ポイント以上減 少/平成18年度)	—	—	20.1	18.5	15.2
7	しごと情報ネットの利用者がこれ を通じて求人情報に応募するなど 具体的行動を起こした割合 (%) (35%/平成18年度)	—	—	—	—	35.7

(調査名・資料出所、備考)

①指標1、2  
資料出所：職業安定局調べによる。  
備考：  
・ 公共職業安定所の求職者の就職率は、公共職業安定所に求職申込みをした求職者に対する就職者の比率をいい、求職者のうち公共職業安定所から紹介あっせんを受け、求人者との間に雇用関係が成立したものの割合。  
・ 雇用保険受給資格者の早期再就職割合については、雇用保険の基本手当の受給資格決定件数に対する給付日数を3分の2以上残して就職し、かつ再就職手当を受給した者の割合であり、平成16年度から集計を開始。

②指標3～6  
資料出所：職業安定局調べによる。

③指標7  
資料出所：  
「平成18年度しごと情報ネット求職者アンケート調査」((財)雇用情報センター)  
備考：  
・ インターネットによるモニターリサーチ調査。  
・ アンケート調査回答時点で応募などの具体的行動を起こす予定としている者を含む。

関係する施政  
方針演説等内  
閣の重要政策  
(主なもの)

施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)